

羽場 14 地割地内の油流出事故について

平成 26 年 11 月 25 日
環境部・建設部

1 事故の概要

10 月 29 日(水)9 時に、羽場地内の準用河川木伏川から灯油のような臭いがすると住民から通報があり、現地確認したところ、羽場 14 地割 110 附近の木伏川上流の排水路から黒色の油状の物質が湧出し油の一部が木伏川へ流出していることを確認した。

市が管理する排水路及び準用河川であり、油の流出防止に努めるとともに、附近の聴取調査及び消防署への油貯蔵施設届出施設調査を行なったものの、事故原因の特定ができなかった。

11 月 3 日以降、油の湧出量は徐々に減少しているが、11 月 20 日現在でも油膜が見られる状態である。

2 被害の状況

(1) 国土交通省岩手河川国道事務所から、木伏川の下流の見前川、岩崎川及び北上川では異常が無いとの報告を得ている。

(2) 現在は、附近の住民からの臭いや河川の水質等に関する苦情等は寄せられていない。

3 事故の原因

11 月 5 日(水)、水路に隣接する事業所を訪問し、再調査した結果、水路から約 25m の地点にドラム缶で一時保管していた使用済みエンジンオイル約 200ℓが漏れていることを確認した。

11 月 7 日(金)に水路から採取した油の成分分析の結果として「軽油、重油又は潤滑油であると推測される」との報告があったことから、隣接事業所から廃油が漏れ出たことによるものと判断した。

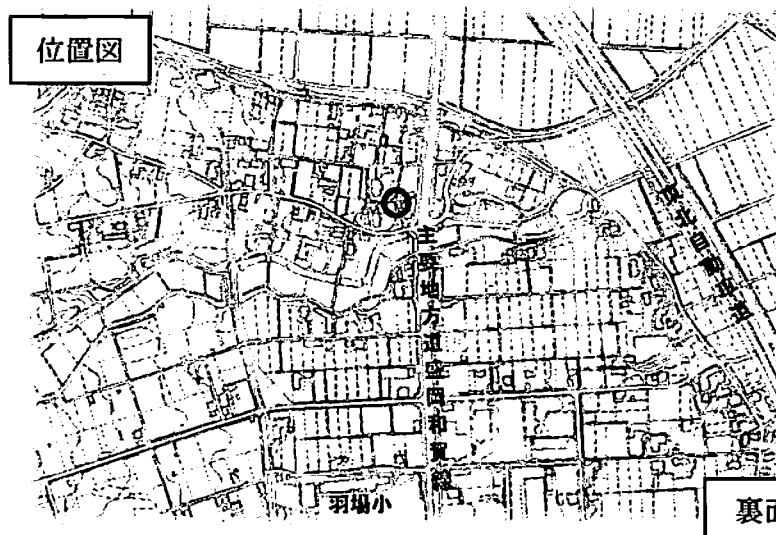
4 今後の対応

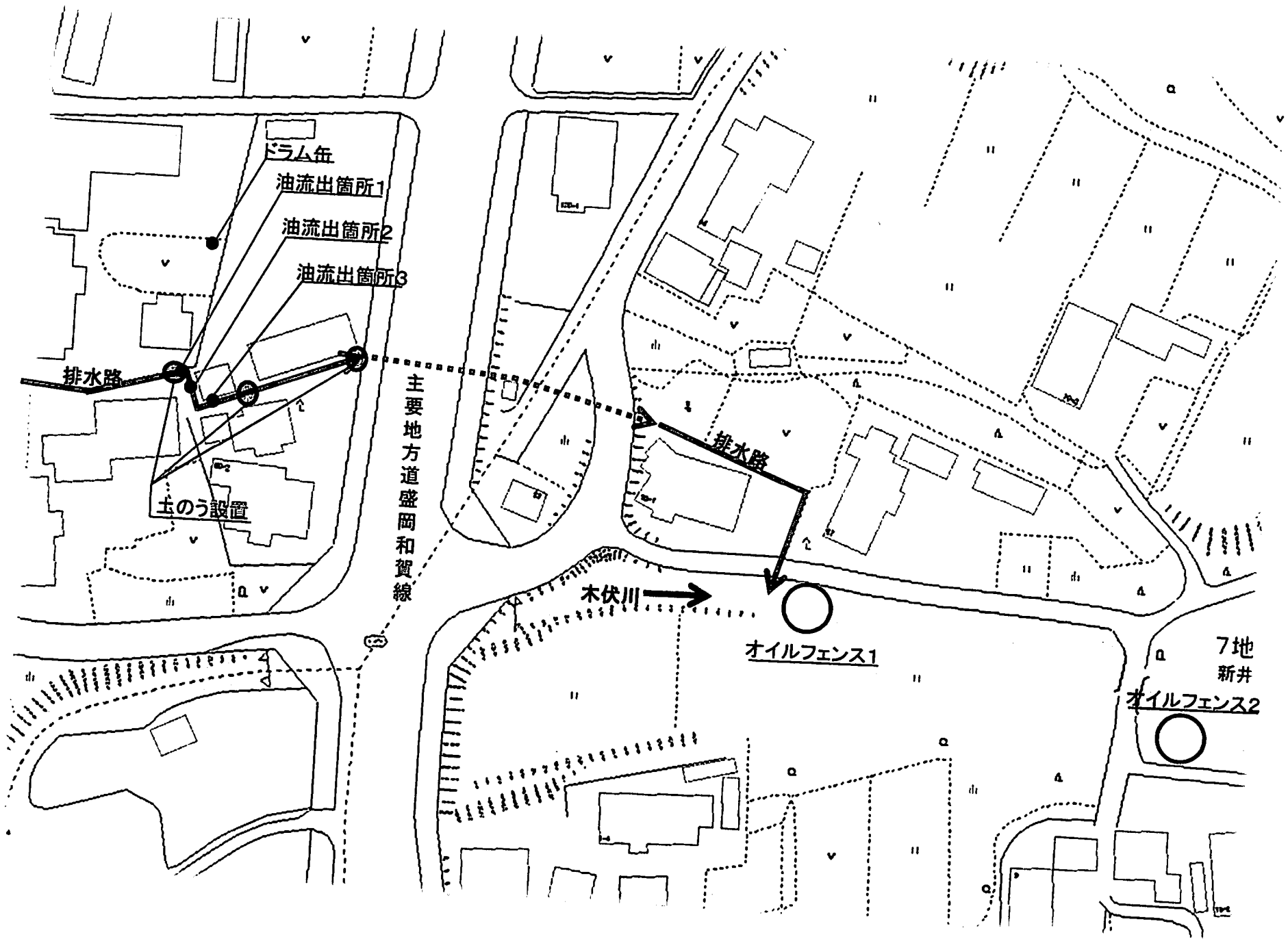
(1) 原因者に対し、廃油の取扱いについて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき改善指導書を交付するとともに、油に汚染された土壌の除去など水路への油流出を遮断する措置を取るよう指導し、状況を確認することとしている。

(2) 油の流出防止のため、オイル吸着マットやオイルフェンスの設置、仮設配管の設置、降雨時のために排水ポンプを設置した経費について、原因者に請求することとしている。

5 その他

事故発生時、原因が特定できず、被害拡大の恐れがあったことから 10 月 29 日以降 4 回、対応状況について市議会議員、及び報道機関へ情報提供した。





ドラム缶

油流出箇所1

油流出箇所2

油流出箇所3

排水路

土のう設置

主要地方道盛岡和賀線

排水路

木伏川

オイルフェンス1

7地
新井
オイルフェンス2